

新潟市地球温暖化対策地域推進協議会 設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項の規定に基づき、新潟市地球温暖化対策地域推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、新潟市における日常生活に関する温室効果ガス削減のための具体的対策を市民・事業者・行政が連携して協議し、実行することにより新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）（以下「実行計画」という。）に定めた目標の達成を目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策を効果的に推進する事業の企画及び実施。
- (2) 地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供及び交換並びに環境学習の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する市民団体、事業者、事業者団体、学識経験者、新潟県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、新潟市及びその他地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う会員により構成される。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、会員の互選により選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合において、新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第7条 協議会の総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 総会は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

ただし、委任状により会長に権限の委任がある場合には、出席したものとみなす。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第8条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 設置要綱の改正に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関する事項

(ワーキンググループ)

第9条 協議会に、具体的な事業を実施するためのワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGの構成員は、(以下これらを「WGメンバー」という。) 会長が指名する。
- 3 WGに代表1人を置き、WGメンバーの互選により定める。
- 4 前3項に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の意見聴取等)

第10条 協議会は、活動のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、新潟市環境部環境政策課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。